

デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直し に係る工程表

2022年12月21日

デジタル臨時行政調査会

今般、第4回デジタル臨時行政調査会（本年6月3日開催）において策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）等に基づき、我が国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項のうち、当該条項に係る規制の見直しを実施することとされたものについて、それぞれの見直しに向けた工程表を作成した。工程表については類型化しており、点検対象条項の一覧表における「工程表」の列に記載されている番号に対応した工程表が、各条項の見直しに係る工程表を示している。

なお、一括見直しプランにおいては、本年7月から2025年6月までの3年間を「集中改革期間」と位置付け、当該期間内に各種見直しを実施することとしているが、その後、デジタル化を妨げるアナログ規制を可及的速やかに一掃するため、各種見直しを2024年6月までの2年間を目途に加速化して実施することとした。そのため、各点検対象条項について、原則として、2024年6月までに見直しを実施する工程表を作成している。また、新規法令等に対するデジタル原則適合性確認等プロセスについても、臨時国会提出予定法案を対象に前倒して試行的に実施したところであり、その点検結果について取りまとめている。

さらに、アナログ規制の見直しについては、経済団体等からも約1900件の要望が寄せられているところであり、そのうち主要なものについても、今後の見直しに係る方針を確定させたところである。

今後、各府省庁においては、例えば規制目的を達成するための代替技術の調査、検証等を行ったが2024年6月までに適当な技術が確認できなかった場合等の特段の事情変更が認められない限り、当該工程表に記載のスケジュール等に沿って規制の見直しを実施するものとし、また、デジタル臨時行政調査会事務局においても、各府省庁における見直しの進捗について、適時フォローアップを実施することとする。

なお、工程表に沿って見直しを実施していくに当たり、書面掲示規制等の見直しに関しては、直ちにデジタル化に対応できない中小零細事業者等も一部想定されるところ、所管府省庁においては、このような事業者等には、実情に応じて柔軟に対応しつつ、将来に向けて段階的にでもデジタル化の取組を促していくこととする。

また、点検対象条項の中には、現時点での技術の成熟度等に照らして代替が困難であり、

国際的に見ても例がないことなどから、「見直後 Phase」を「Phase 1」としているものもあるが、こうした条項に係る規制についても、2年間という枠にとらわれず、デジタル化を不断に進めていくことが重要であり、各府省庁においては、デジタル化の取組を促進するとともに、こうした規制も含めた所管の各規制について、今後もデジタル原則に照らして不断に見直しを実施することとする。

工程表

- ・ 7項目のアナログ規制
- ・ FD等の記録媒体を指定する規制

〈凡例〉

工程表の類型において使用されている「実態把握（技術検証等）」、「実態把握（外部委託調査等）」、「実態把握（各省自ら実施）」、「対外調整等」、「システム整備等」及び「法令等改正手続」の定義については以下のとおり。

- ・「実態把握（技術検証等）」

技術の公募や検証を伴う実態把握

- ・「実態把握（外部委託調査等）」

調査研究、社会実験等、外部への委託等により行われる実態把握（技術検証を伴うものを除く。）

- ・「実態把握（各省自ら実施）」

関係事業者へのヒアリング、アンケート等、各府省庁が自ら行う実態把握（技術検証を伴うものを除く。）

※「実態把握（技術検証等）」、「実態把握（外部委託調査等）」及び「実態把握（各省自ら実施）」については、複数に該当する場合でも、いずれか1つを記載することとしている。例えば、「技術検証」、「調査研究」及び「関係事業者へのヒアリング」が必要となる場合は「実態把握（技術検証等）」として、それらの手続全体の始期及び終期を「帯」の長さで示すこととなる。

- ・「対外調整等」

業界関係者（地方公共団体、事業者・団体等）や審議会等への説明、意見聴取、調整等
※見直しの内容としてシステム整備等が予定されている場合については、国が、実際にシステム整備に取り組む主体である地方公共団体や民間団体等にシステム整備等に向けて働きかけを行うことを含む。

- ・「システム整備等」

システム実装に向けたサービス・業務企画、要件定義、調達、設計・開発等（システムのユーザーからの意見聴取等、システム実装に向けた対外調整等を含む。）

※実際にシステム整備に取り組む主体が国以外である場合（例：地方公共団体、民間団体等）も含む。

- ・「法令等改正手続」

法令、通知・通達等の案文作成から公布・発出・公表までの手続（既存の法令の改正は行わずに、通達等により解釈を明確にする手続を含む。定期検査・点検のうち「新たな規制の在り方の検討」を行うものについては、検討結果の公表に至るまでの手続を含む。）

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	196	道路整備特別措置法	国土交通省	第7条	供用約款の揭示義務	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	197	道路整備特別措置法	国土交通省	第24条第4項	通行方法の揭示義務	書面揭示	1-②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	198	都市公園法	国土交通省	第22条第2項	協定を閲覧に供している旨の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	199	倉庫業法	国土交通省	第9条	保管料等の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	200	住宅地区改良法	国土交通省	第4条第5項	指定内容の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	201	住宅地区改良法	国土交通省	第8条第2項	事業計画を定めた旨の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	202	踏切道改良促進法	国土交通省	第9条第3項	協定を閲覧に供している旨の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	203	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第7条第1項	油濁防止規定の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	204	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第7条の2第1項	油濁防止緊急措置手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	205	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第8条の2第1項	船舶間貨物油積替作業手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	206	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第9条の4第6項	有害液体汚染防止緊急措置手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	207	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第10条の3	船舶発生廃棄物汚染防止規程の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	208	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第10条の5	必要事項の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	209	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第17条の3第2項	有害水バラスト汚染防止措置手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	210	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第18条の5	海洋施設発生廃棄物汚染防止規程の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	211	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第18条の6	必要事項の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	212	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第19条の24の2第1項	揮発性物質放出防止措置手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	213	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第40条の2	油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示-共通 2	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	214	貨物自動車運送事業法	国土交通省	第11条	運賃等の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	法律改正
別表1	215	道路法施行令	国土交通省	第19条の6第1項第1号	違法放置等物件を保管した場合の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示-共通 1	政令改正
別表1	216	道路法施行令	国土交通省	第19条の9第1項	保管した違法放置物件を売却する際の必要情報揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示-共通 1	政令改正
別表1	217	道路法施行令	国土交通省	第30条の3第1項第1号	放置車両を保管した場合の名称等の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示-共通 1	政令改正
別表1	218	都市公園法施行令	国土交通省	第23条第1項第1号	工作物を保管した場合の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	政令改正
別表1	219	都市公園法施行令	国土交通省	第26条第1項	保管した工作物を売却する際の揭示（公示）義務	書面揭示	1-②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示-共通 1	政令改正
別表1	220	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令	国土交通省	第6条	工業団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における揭示（公告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5月 （可能な限り早期の完了を目指す）	揭示-共通 4	政令改正
別表1	221	住宅地区改良法施行令	国土交通省	第7条	建築物の移転等の代行時の揭示（公告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和4年度 1月～3月	揭示-共通 1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	222	新住宅市街地開発法施行令	国土交通省	第15条第1項	新住宅市街地開発事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における揭示（公告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5月 （可能な限り早期の完了を目指す）	揭示-共通 4	政令改正
別表1	223	河川法施行令	国土交通省	第39条の3第1項第1号	工作物を保管した場合の揭示（公示）義務	書面揭示	2-4①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示-共通 3	政令改正
別表1	224	河川法施行令	国土交通省	第39条の6第1項	保管した工作物を売却する場合の揭示義務	書面揭示	2-4①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	225	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令	国土交通省	第8条第1項	工業団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における揭示（公告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5月 （可能な限り早期の完了を目指す）	揭示-共通 4	政令改正
別表1	226	流通業務市街地の整備に関する法律施行令	国土交通省	第8条第1項	流通業務団地造成事業の施行時に書面を通知する相手方が確知できない場合等における揭示（公告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5月 （可能な限り早期の完了を目指す）	揭示-共通 4	政令改正

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要せずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	227	都市再開発法施行令	国土交通省	第50条第1項	市街地再開発事業の施行時に書 面を通知する相手方が確知でき ない場合等における揭示（公 告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5 月 （可能な限 り早期の完 了を目指す）	揭示ー共通 4	政令改正
別表1	228	沖縄の復帰に伴う運輸省関係法 令の適用の特別措置等に関する 政令	国土交通省	第24条第3項及 び第10項	飛行場の設置等の届出時に必要 な情報揭示義務	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和4年度 1月～3月	揭示ー共通 1	政令改正
別表1	229	新都市基盤整備法施行令	国土交通省	第34条第1項	新都市基盤整備事業の施行時に 書面を通知する相手方が確知で きない場合等における揭示（公 告）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5 月 （可能な限 り早期の完 了を目指す）	揭示ー共通 4	政令改正
別表1	230	成田国際空港の安全確保に関す る緊急措置法施行令	国土交通省	第2条第1号	物件を保管した場合の揭示（公 示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	政令改正
別表1	231	公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第2条第2項第2 号	国による発注の見直しに関する 事項の揭示	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示ー国土 交通省1	政令改正
別表1	232	公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第4条第4項	国による入札及び契約の過程並 びに契約の内容に関する事項の 揭示	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示ー国土 交通省1	政令改正
別表1	233	公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第5条第2項第2 号	地方公共団体による発注の見直 しに関する事項の揭示	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示ー国土 交通省1	政令改正
別表1	234	公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第7条第4項	地方公共団体による入札及び契 約の過程並びに契約の内容に関 する事項の揭示	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示ー国土 交通省1	政令改正
別表1	235	津波防災地域づくりに関する法 律施行令	国土交通省	第8条第1項第1 号	他の施設等を保管した場合の掲 示（公告）義務	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	政令改正
別表1	236	津波防災地域づくりに関する法 律施行令	国土交通省	第11条第1項	保管した他の施設を売却する場 合の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	政令改正
別表1	237	土地収用法施行令	国土交通省	第5条第2項及 び第4項	収用委員会が送達すべき土地収 用法関係書類の公示送達方法 （都道府県・市町村の揭示場に 揭示）	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5 月 （可能な限 り早期の完 了を目指す）	揭示ー共通 4	政令改正
別表1	238	大深度地下の公共的使用に関す る特別措置法施行令	国土交通省	第8条第2項及 び第3項	大深度地下の公共的使用に関す る特別措置法第三十五条第三項 の規定による通知関係書類の公 示送達方法（都道府県・市町村 の揭示場に揭示）	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5 月 （可能な限 り早期の完 了を目指す）	揭示ー共通 4	政令改正
別表1	239	大深度地下の公共的使用に関す る特別措置法施行令	国土交通省	第9条	大深度地下の公共的使用に関す る特別措置法第三十六条第二項 の規定による通知関係書類の公 示送達方法（都道府県の揭示場 に揭示）	書面揭示	1-①	3-4	要	令和8年5 月 （可能な限 り早期の完 了を目指す）	揭示ー共通 4	政令改正
別表1	240	船員法施行規則	国土交通省	第75条第2項	海上労働遵守措置認定書の揭示 義務	書面揭示	1-①	1-①	否			
別表1	241	航路標識法施行規則	国土交通省	第28条	聴聞開催の公示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	242	海上運送法施行規則	国土交通省	第7条	運賃等の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示ー共通 3	省令改正
別表1	243	海上運送法施行規則	国土交通省	第21条の4	運賃等の揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示ー共通 3	省令改正
別表1	244	海上運送法施行規則	国土交通省	第51条	聴聞等に係る揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 10月～3月	揭示ー共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	245	土地収用法施行規則	国土交通省	第1条の3第2項	事業説明の会合を打ち切った際 の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	省令改正
別表1	246	土地収用法施行規則	国土交通省	第11条の4第2 項	公聴会を打ち切った際の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	省令改正
別表1	247	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条第1項第 2号	補償等についての周知に係る掲 示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	省令改正
別表1	248	土地収用法施行規則	国土交通省	第13条の3	事業の廃止等に係る揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	省令改正
別表1	249	自動車登録番号標交付代行者規 則	国土交通省	第6条	交付代行者に係る情報の揭示義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和6年度 4月～6月	揭示ー共通 1	省令改正
別表1	250	港湾法施行規則	国土交通省	第3条の10	船舶の放置等を禁止する区域等 の指定等に係る揭示（公示）義務	書面揭示	1-①	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	251	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の6第1 項及び第2項	指定の申請の内容の揭示（公 告）義務	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	252	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の7	港湾運営会社の指定に係る揭示 （公示）義務	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	253	港湾法施行規則	国土交通省	第11条の8	商号等変更の届出に係る公示 （揭示義務）	書面揭示	2-4①②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	254	港湾法施行規則	国土交通省	第15条の8第2 項及び第3項	特定利用推進計画の作成に係る 揭示（公告）義務	書面揭示	1-②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	255	港湾法施行規則	国土交通省	第15条の10	共同化促進施設協定の認可等の 申請に係る揭示（公告）義務	書面揭示	1-②	3-4	要	令和5年度 4月～9月	揭示ー共通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正

7 項目のアナログ規制 工程表の類型

	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度
	1 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～6 月
講習－経済産業省 1	実態把握（各省自ら実施）			
	法令等改正手続			
講習－経済産業省 2	実態把握（各省自ら実施）			
				法令等改正手続
講習－国土交通省 1	対外調整等			
	システム整備等			
講習－国土交通省 2	対外調整等			
		システム整備等	法令等改正手続	
講習－国土交通省 3	対外調整等			
		システム整備等		
講習－国土交通省 4	実態把握（各省自ら実施）			
		対外調整等		
講習－国土交通省 5			システム整備等	
			法令等改正手続	
講習－国土交通省 6	法令等改正手続			
講習－国土交通省 7	対外調整等			
掲示－共通 1	法令等改正手続			
掲示－共通 2	対外調整等			
		システム整備等	法令等改正手続	
掲示－共通 3	対外調整等			
			法令等改正手続	
掲示－共通 4 ※ 8	対外調整等			
	法令等改正手続			
掲示－内閣官房 1	対外調整等			
掲示－人事院 1	対外調整等			
			法令等改正手続	
掲示－内閣府 1	対外調整等			
	法令等改正手続			
掲示－金融庁 1	対外調整等			
			法令等改正手続	
掲示－総務省 1	システム整備等			
		法令等改正手続		
掲示－総務省 2	対外調整等			
	システム整備等			
	法令等改正手続			
掲示－法務省 1	対外調整等			
	法令等改正作業			
掲示－法務省 2	実態把握（各省自ら実施）			
		システム整備等		
	法令等改正手続			
掲示－財務省 1	法令等改正手続			
掲示－財務省 2	対外調整等			
	法令等改正手続			
掲示－財務省 3	法令等改正手続			

7項目のアナログ規制 工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
閲覧縦覧－国土交通省1		対外調整等		
		システム整備等		
			法令等改正手続	
閲覧縦覧－国土交通省2		対外調整等		
		システム整備等		
				法令等改正手続
閲覧縦覧－国土交通省3		実態把握（外部委託調査等）		
		対外調整等		
		システム整備等		法令等改正手続
閲覧縦覧－国土交通省4		実態把握（各省自ら実施）		
		対外調整等		
			システム整備等	法令等改正手続
閲覧縦覧－国土交通省5		対外調整等		
				法令等改正手続
閲覧縦覧－国土交通省6		対外調整等		
		システム整備等		
			法令等改正手続	
閲覧縦覧－国土交通省7	法令等改正手続			
閲覧縦覧－環境省1		対外調整等		
			法令等改正手続	
閲覧縦覧－国土交通省・厚生労働省 1		実態把握（各省自ら実施）		
			対外調整等	
			法令等改正手続	

- ※1 現在、国際会議において見張りの自動化技術等の実用化を踏まえた条約改正等の議論が進められているため、当該動向を把握するとともに当該国際会議に対応した上で、令和10年1月1日に見込まれる改正条約の発効（国際会議の進捗によっては、発効時期が変更となる可能性あり）に併せて国内法令の見直しを行う。
- ※2 現在、国際機関において航空機の遠隔操縦に係る国際基準の策定に向けた議論が進められているため、当該議論や諸外国の基準策定の動向を把握した上で、当該国際基準の適用時期である令和8年末（国際会議の進捗によっては、発効時期が変更となる可能性あり）以降に併せて国内法令の見直しを行う。
- ※3 令和6年6月までの研究・検討の結果を踏まえ、令和7年6月まで、引き続き、必要な検討、法令等改正手続を進めることを予定している。
- ※4 システム整備等は令和7年3月までに整備を完了させることとし、完了時期の前倒しを引き続き検討する。システム整備の状況を踏まえる必要があるため「法令等改正手続」も令和7年3月までに完了させることとする。
- ※5 令和5年1月から実態把握を行うとともに、必要な財源が確保され次第、システム整備等に取り組むことで、可能な限り早期にシステム整備を完了させることを目指す（※令和4年12月末現在において考えられる最も早期のスケジュールを記載）。法令改正を要する事項はないが、システム整備等をされるものから順次、必要事項を都道府県警察を含む関係者に対して事務連絡等で周知することとする。
- ※6 令和5年1月から実態把握を行うとともに、必要な財源が確保され次第、システム整備等に取り組むことで、可能な限り早期にシステム整備を完了させることを目指す（※令和4年12月末現在において考えられる最も早期のスケジュールを記載）。
- ※7 実施機関にデジタル完結が可能である旨周知した令和5年9月以降も、実施機関においてデジタル完結した講習運用が開始されるよう働きかけを行い、令和7年6月までにデジタル完結が実現するよう取り組む。
- ※8 公示送達に係る見直しについては、令和4年5月に成立・公布した民事訴訟法の改正の施行（公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、最高裁判所において行う最高裁判所規則改正の検討状況も踏まえつつ進めるため、法令等改正手続が令和6年6月以降に及ぶ可能性がある。
- ※9 令和4年5月に成立・公布した民事訴訟法の改正の施行（公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、最高裁判所において行う最高裁判所規則改正の検討状況も踏まえつつ進めるため、法令等改正手続が令和6年6月以降に及ぶ可能性がある。